

「令和5年度所沢市台湾市場向けインバウンドプロモーション業務委託」  
プロポーザル実施要項

訪日観光リピーターが多い台湾市場に対して、毎年11月に開催されている台北国際旅行博への出展等を通じて、本市の豊かなみどりや歴史等の地域資源を発信することで、新型コロナウイルス感染症の収束後の観光需要の回復をとらえ、本市への外国人観光客の誘致及び市内の回遊性の向上を図ることを目的として、台湾市場向けインバウンドプロモーション業務委託に係る企画を募集する。

## 1 業務の内容

### (1) 契約者

所沢市長（所沢市産業経済部商業観光課）

### (2) 業務名

令和5年度所沢市台湾市場向けインバウンドプロモーション業務委託

### (3) 委託料

3,300,000円（上限）

※本業務の契約締結に係る上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）であり、  
予定価格はこの範囲内で別途算定する。

### (4) 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

## 2 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 過去5年間に国、地方公共団体、観光協会、民間企業と観光PRに関する業務委託契約を誠実に履行した実績を有する者であること。

(2) 次のアからオまでのすべてに該当すること。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと

イ 令和04・05・06年度の国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で関東・甲信越地域の競争参加資格を有しており、競争入札参加資格の指名停止処分を受けていないこと

ウ 役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団関係者（所沢市暴力団排除条例（平成24年条例第32号）第3条第2項に規定する暴力団関係者をいう。）である者又はこれらの者と関係が特に認められる者でないこと

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始決定後に所沢市が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者は、この限りでない。

オ 市税（所沢市税条例（昭和25年告示第76号）第3条に掲げる税目をいう。）の滞納がないこと

### 3 スケジュール

令和5年 5月12日（金）	公募開始（市ホームページ）
令和5年 5月19日（金）	質問の受付期限
令和5年 5月23日（火）	質問に対する回答
令和5年 5月26日（金）午後5時まで	プロポーザル参加希望書の提出期限
令和5年 6月 5日（月）午後5時まで	企画提案書の提出期限（厳守）
令和5年 6月中旬まで	プロポーザル結果の連絡・通知発送

### 4 質問事項の受付

プロポーザルの内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

#### (1) 受付期限

令和5年5月19日（金）まで

#### (2) 受付方法

「質問書（様式1）」に記入の上、電子メールで提出すること。

（メールアドレス：a9155@city.tokorozawa.<sup>エル</sup>lg.jp）

#### (3) 回答方法

質問に対する回答は、質問を行った事業者名等を伏せた上で、市ホームページにて公開する。なお、電話等による質問については、委託業務の内容に関するものは応じない。

### 5 プロポーザル参加希望書の提出

#### (1) 提出期限

令和5年5月26日（金）午後5時まで

※持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

#### (2) 提出方法

持参、郵送、電子メールのいずれかの方法により、「プロポーザル参加希望書（様式2）」を提出すること。

#### 【宛先】

所沢市産業経済部商業観光課 インバウンド推進室

〒359-8501 埼玉県所沢市並木1-1-1 市役所別館

電話：04-2998-9155

メール：a9155@city.tokorozawa.<sup>エル</sup>lg.jp

※郵送の場合は、到着したことを確認できる種類で郵送することを推奨する。なお、不着の場合の責任を市は負わないこととする。

## 6 企画提案書等の提出

### (1) 提出期限

令和5年6月5日(月)午後5時まで(時間厳守)

### (2) 提出部数

7部(正本1部、副本6部)を末尾記載の連絡先に持参又は郵送すること。

※持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

※郵送の場合は、到着したことを確認できる種類で郵送することを推奨する。なお、不着の場合の責任を市は負わないこととする。

### (3) 提出書類及び留意事項

企画提案書は「令和5年度所沢市台湾市場向けインバウンドプロモーション業務委託仕様書」の内容を満たす提案内容で、提出書類ごとにA4版で作成すること。

順番	名称	様式	留意事項
1	表紙	様式3	
2	目次	任意書式	
3	会社概要	様式4	・法人の概要(設立趣旨、事業内容、実績)が分かるパンフレット等を添付すること。
4	提案内容	任意書式	・企画提案の理念と基本方針、仕様書の各項目に沿った実施内容、方法及び各項目の目標数値を記載すること。 ・仕様書のどの項目に関する提案かを明確に記載すること。また、提案に当たっては、「仕様書の内容を具体化したもの」と「独自で上乘せするもの」の区別が明確に判別できるようにすること。
5	業務工程表	任意書式	
6	業務の実施体制調書	任意書式	・本市職員と綿密な打合せを随時行える体制を明記すること。
7	委託料見積書	任意書式	・宛先は「所沢市長 藤本 正人」とすること。 ・法人代表者印を押印すること。 ・正本には原本を添付し、副本にはコピーを添付すること。
8	誓約書	様式5	
9	資格審査結果通知書 (全省庁統一資格)の 写し		・コピーを添付すること。 ・資格の有効期間に令和5年度が含まれていること。

10	市税の納税証明書		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本社（本店）又は支店等が所沢市内にある場合のみ添付すること。</li> <li>・ 納税証明書の種類は、「指定された納期限を過ぎた分について滞納がないこと。」とする。なお、応募日前3か月以内に交付されたものを添付すること。</li> </ul>
11	類似事業の実績を証する書類の写し		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約書、完了検査結果通知と納品物等の写しを添付すること。</li> </ul>

※副本にも全ての添付書類を添付すること。

#### （４）その他

- ① 企画提案は1者につき1提案に限り、複数の提案があった場合には当該提案者の企画提案を全て失格とする。
- ② 企画提案書の提出後は、その内容を変更することはできない。
- ③ 提出された応募書類は返却しない。
- ④ 応募書類の作成に係る経費は、提案者の負担とする。

### 7 審査のポイント

- （１）同種、類似業務の実績
- （２）業務における実施方針（現状分析・課題設定・目標達成に向けた提案力等）
- （３）スケジュール管理能力
- （４）業務実施体制
- （５）独自提案の評価

### 8 優先交渉権者の選定

#### （１）決定方法

提出された応募書類のみをもって審査し、優先交渉権者を選定する。

優先交渉権者の選定に当たっては、令和5年度所沢市台湾市場向けインバウンドプロモーション業務委託に係るプロポーザル評価委員が総合的に審査し、評価が最も高かった提案者を優先交渉権者として選定する。

審査に当たっては企画提案内容、実務実施能力、業務実施体制、見積額等に基づき総合的に評価する。

評価の合計点（以下「総合点」という。）が最も高い者を1位とし、1位が同点となった場合にはプロポーザル評価委員による合議で決定する。

#### （２）審査結果

令和5年6月中旬までに電話又は電子メールで連絡する。併せて個別に通知文書を郵便により発送する。

なお、審査及び審査結果についての問い合わせには応じない。

## 9 契約の相手方の決定方法

市は、優先交渉権者と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は優先交渉権者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

なお、優先交渉権者が、業務履行に必要な能力を有しない場合や契約締結までの間に事故がある場合等、委託契約の協議が整わない場合は、総合点が2番目に高かった者と改めて協議を行う。以下同様の方法により、総合点が3番目に高かった者までが契約の相手方となる可能性を持つものとする。総合点の2番目が同点である場合や総合点が3番目に高かった者が同点である場合はプロポーザル評価委員による合議で決定する。

## 10 情報公開

契約の相手方として決定した企画提案者の名称、審査結果の概要等の情報公開を行う。

なお、所沢市情報公開条例に基づき、企画提案者の応募書類等の情報公開を行う場合がある。

## 11 その他留意事項

次のいずれかに該当する提案は、失格とする。

- ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの。
- イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- エ 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。
- オ 「6（3）提出書類及び留意事項」に定める書類がないもの。
- カ 委託料上限額を超える金額で見積書を提出したもの。
- キ 見積金額を訂正したもの。
- ク 誤字、脱字等により意思表示が不良であるもの、又はこれを訂正して押印のない提出書類により参加申込をしたもの。

## 12 連絡先（応募書類の提出先）

〒359-8501

埼玉県所沢市並木1-1-1 所沢市役所別館

所沢市産業経済部商業観光課インバウンド推進室 相笠・晴佐久・小泉

電話：04-2998-9155

メール：a9155@city.tokorozawa.<sup>エル</sup>lg.jp